

「住環境制度の改正について」説明を受ける!!

本部は会社より「住環境制度の改正について」説明を受けました。(説明内容は下記参照) 改正の目的は①社員の持家取得の促進②社宅利用者と社宅以外に居住する社員の受益格差の是正③社宅の利用機会均等の推進としています。住環境制度の変更は、多くの組合員の生活にかかわる問題です。職場から組合員の声を把握し要求を創り上げよう!!

会社説明内容 (要旨)

1 住宅援助金制度の改正

- (1) 所有住宅支援一時金20万円の 신설 (実施日:平成27年4月1日) 一時金として20万円支給の新設
- (2) 賃貸住宅援助金の給付期間制限(15年)の導入 (実施日:平成34年4月1日) 給付する期間を15年
給付期間を通算し、15年(180ヶ月)までとする。
- (3) 賃貸住宅援助金の地域区分の変更 (実施日:平成27年4月1日) 住宅ローンの区分に統一することによって、対象者が拡大する
賃貸住宅援助金及び住宅ローン支援金の特定給付地域の区分を統一する。

2 住宅ローン支援制度の改正 (実施日:平成27年4月1日)

- (1) 対象融資の制限廃止 どのようなローンでも対象になる
フラット35等の公的住宅融資も支援の対象とする。
- (2) 対象者の拡大 家族が住んでいれば対象になる
寮に居住する単身赴任者も住宅ローン支援の対象とする。

3 カフェテリア・プラン制度の改正 (実施日:平成27年4月1日)

- (1) 財形(住宅)貯蓄支援項目追加
財形(住宅)貯蓄加入者にカフェテリア・プラン30ポイント使用で3,000円/年を支援する。

4 社宅制度の改正 社宅に住める期間が15年間 変更理由 JR他社(北海道、東海、四国、九州)は、50歳が居住期限

- (1) 社宅居住期間制限(15年)の導入 (実施日:平成34年4月1日) 変更理由 JR他社(北海道、東海、四国、九州)は、50歳が居住期限
原則として昭和62年4月以降の社宅居住期間を通算し、15年に達する日の属する年度末までとする。ただし、以下の特例措置を講ずる。
 - ① 転勤に伴う持家からの転居の場合、適用除外
 - ② 転勤に伴う社宅からの転居の場合、7年間の期間延長が可能
 - ③ 社会通念上期間延長が必要と認めた場合、必要な期間延長が可能広域異動者や、持家の建設が決まっているが建設中の者など
※②③の場合、延長期間の使用料金につき、特例傾斜家賃(35歳以上1.5倍、40歳以上2.0倍、45歳以上2.5倍、50歳以上3.0倍)を適用する。
【現行】45歳1.2倍、50歳1.4倍、55歳1.6倍、50歳1.8倍、60歳1.8倍
- (2) 社宅及び寮の使用料金の定期的な見直し (実施日:平成28年4月1日) 変更理由 24年間見直しを行っていない。直近で発表した指数を参考
3年ごとに消費者物価指数の変動状況等を勘案し、使用料金の見直しをする。
- (3) 一部の社宅使用料金に設備費相当を加算 (実施日:平成28年4月1日) 変更理由 イーストハイムは入居当時から各備品等が入っているの、他社宅との公平性をとる為に増額
昭和62年4月以降設置された社宅の使用料金に1,000円/月を加算する。
- (4) 社宅及び寮の使用料金地域区分の変更 (実施日:平成28年4月1日)
住宅ローン支援の地域区分に統一する。※平成28年4月1日以降の入居者から適用

組合員の声を集約し、組合要求を創り上げよう!!